三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　栃木県河内郡上三川町大字鞘堂七十二番地

○農林水産省告示第八百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月十日　第三十号
二　登録認定機関の名称及び住所
　特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会
　熊本県熊本市新南部二丁目五番十三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　熊本県熊本市新南部二丁目五番十三号

○農林水産省告示第八百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月十日　第三十六号
二　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人日本果汁協会　東京都港区芝大門一丁目十番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都港区芝大門一丁目十番一号全国たばこビル三階

○農林水産省告示第八百二十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月三十日　第四十四号
二　登録認定機関の名称及び住所
　海外貨物検査株式会社　東京都中央区日本橋兜町十五番六号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第八百二十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年四月十一日　第五十号
二　登録認定機関の名称及び住所
　岐阜県　岐阜県岐阜市薮田南二丁目一番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　岐阜県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　岐阜県岐阜市薮田南二丁目一番一号

○農林水産省告示第八百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年五月九日　第五十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人長野県農林研究財団　長野県長野市大字南長野北石堂町千百七十七番地三
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　長野県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　長野県長野市大字南長野北石堂町千百七十七番地三

○経済産業省告示第百二十二号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十一条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号（同令第八十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号（ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年六月一日から適用する。

平成二十二年五月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

本則第一号イ中「日本工業規格ＪＩＳＫ二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」を「日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇〇九）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」による改正後の日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」に改め、本則第二号イ及びロ中「日本工業規格ＪＩＳＫ二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」を「日本工業規格Ｋ二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」に改める。

○国土交通省告示第五百六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　関越自動車道上越線

道路の区域

区間　小諸市大字御影新田字中原七五番から同市大字御影新田字野火附三四二番一まで

		変更前	変更後
敷地の幅員	最大	六八（メートル）	
	最小	二六	
延長	最大	八四九（メートル）	
	最小	三〇六	
		二九	